有機フッ素化合物（PFAS）汚染の情報公開と原因究明及び根本解決を求める意見書

沖縄県企業局が管理する北谷浄水場は、本島中南部へ水道水を供給する極めて重要な施設である。2016 年に北谷浄水場の水源から高濃度の有機フッ素化合物（PFAS）が確認されて以降、沖縄県及び関係自治体は水質調査を継続するとともに、汚染源究明のため米軍施設・区域内への立入調査を求めてきた。沖縄県は、これまでの調査結果等から、嘉手納飛行場及び普天間飛行場が PFAS の主な汚染源である蓋然性が高いとの認識を示している。

北谷町議会は、これまで PFAS 問題について、基地内への立入調査、汚染源の特定、健康・疫学調査、情報公開及び国による財政的支援等を求めてきた。それにもかかわらず、現在も汚染源の特定と根本的な解決には至っていない。

そのような中、本年 9 月の報道によると、2023 年 12 月の日米協議において、米側が、在沖米軍基地が汚染源となった可能性の認識を示し公表も容認していたにも関わらず、日本政府が事実を公表していなかったことが明らかとなった。さらに、防衛省は去る 9 月 8 日の記者会見において、米側とのやり取りの詳細について回答を差し控え、現在も事実確認を明らかにしていない。

PFAS 問題の発覚から約 10 年が経過する中、国が汚染源に関する重要な情報を把握しながら十分に公表していなかったとすれば、県民の生命、健康及び安全・安心を守る上で重大な問題である。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、健康、安全・安心並びに将来にわたる水道水の安全を守る立場から、国に対し、下記事項について強く要請する。

記

1　2023 年 12 月の日米協議における PFAS 汚染に関する協議内容及び国が把握する事実関係を明らかにし、関係自治体及び県民に速やかに説明・公表すること。

2　北谷浄水場をはじめとする水道水の安全確保のため、PFAS の低減・除去、水質監視及び水源対策に必要な財政措置を、国の責任において十分に講ずること。

3　PFAS による環境及び健康への影響について、国の責任において必要な環境調査及び住民の健康・疫学調査を実施し、科学的知見の蓄積と必要な対策を進めること。

4　嘉手納飛行場をはじめとする米軍施設・区域へ、国、沖縄県及び関係自治体による立入調査、採水、土壌調査等を早急に実現し、国において PFAS 汚染の原因を究明し根本的解決を図ること。

5 関係自治体が必要な環境調査を迅速かつ継続的に実施できるよう、日米地位協定及び環境補足協定等を見直し、実効性のある立入調査制度を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 19 日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先　衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　外務大臣　国土交通大臣　環境大臣　防衛大臣　厚生労働大臣　内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）　内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）